

自動証明写真機の設置に関する協定書（案）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と***（以下「乙」という。）とは、次の条項により、自動証明写真機（以下「写真機」という。）の設置及び売上に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲の施設である鎌ケ谷市庁舎において、乙が写真機を設置することの取扱いを定める事を目的とする。

（設置場所）

第2条 乙は、写真機を設置するため、甲が所有する鎌ケ谷市庁舎に係る行政財産使用許可申請を行い、許可を受けた場所に写真機を設置・稼働させるとともに、設置・稼働にかかる全ての費用を負担するものとする。

（行政財産の使用許可及び使用料）

第3条 乙は、甲が指定する期日までに、写真機の設置に伴う行政財産使用許可申請及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定に基づく写真機の設置期間は、令和7年1月22日から令和11年11月30日までとする。

（光熱水費）

第5条 乙は、写真機の稼働に必要となる光熱水費を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

2 乙は、写真機の稼働に必要となる電気使用量を計測するための子メーターを、乙の負担により設置するものとする。

（売上手数料）

第6条 写真機の売上手数料は、毎月の売上額（消費税及び地方消費税を含む。）に、別紙1の協定明細表に定める売上手数料率の割合を乗じて得た金額とする。

2 乙は、前項に定める売上手数料を別紙1の協定明細表に定める条件により甲に支払うものとする。

（写真機の管理等）

第7条 乙は、商品の補充及び写真機本体の維持管理に必要な事項を全て行うものとする。

2 写真機の故障、問合せ、苦情等については、全て乙の責任において対応するものとする。なお、利用者が問合せ先を判別できるよう、対応連絡先を写真機の一部に掲示するものとする。

3 写真機に生じた滅失、毀損等及び第三者に生じた損害は乙が負うものとする。ただし、甲の故意又は過失が原因で生じた損害については、乙は甲に賠償を請求することができる。

4 写真機が滅失、毀損等の損害が発生したときは、乙は、速やかに復旧しなければならない。

（行政財産に対する損害賠償）

第8条 乙は、その責めに帰すべき事由により使用許可部分の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による使用許可部分の損害に相当する損害賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、乙の負担において使用許可部分を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、乙が本協定に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 甲又は乙は、本協定により相手方に対し取得した全ての権利・義務等を相手方からの書面なくして、第三者に譲渡、移転又は担保提供してはならない。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、事実上知り得た機密事項については、第三者に漏えいしてはならない。

(写真機設置の中止)

第11条 乙は、原則、本協定有効期間中は写真機の設置を中止することはできない。

2 甲乙協議の上、やむを得ず設置を中止する場合は、乙は2ヶ月前までに書面を以って甲に申し出るにより、写真機の設置を中止できるものとする。

(協定の解除権)

第12条 甲又は乙が、本協定を解除しようとする場合には、3ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本協定を将来に向かって解除することができる。又、協定解除に至った場合は、乙の責任と負担において写真機の撤去及びその場の現状回復をしなければならない。

(疑義の決定等)

第13条 本協定に関し疑義が発生したとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙の協議の上で決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号

甲 鎌ヶ谷市
鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

乙

協定明細表（第 6 条関係）

設置先名称	鎌ヶ谷市役所	管理	市民生活部市民課
設置場所	市庁舎 1 階市民課前		
設置機種名			
一撮影あたりの販売額			
売上手数料率	**%		
売上状況の報告	毎月、写真機の売上状況明細書を翌月末日までに甲に報告する		
売上手数料の支払い条件	支払方法	甲の請求に基づく納付書による	
	締切日	9 月及び 3 月末	
	支払日	原則として締切日の翌月末日	
売上状況明細書の送付先	住所	〒 2 7 3 - 0 1 9 5 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2 丁目 6 番 1 号	
	名称	鎌ヶ谷市役所 市民生活部 市民課	